

令和2年度「世界青年の船」事業 応募要領

1 応募資格

「世界青年の船」事業の日本参加青年に応募する者は、次の各条件を満たす者でなければならない。

(1) 国籍及び年齢

日本の国籍を有し、令和2年4月1日現在、18歳以上30歳以下（平成元年4月2日から平成14年4月1日まで）に出生）の者

(2) 社会への貢献

地域、職域、学校又は青少年団体等において、帰国後もその経験をいかして国際交流活動、青少年活動等を活発に行うことが期待できる者

国際交流活動や青少年活動をはじめとする社会貢献活動を地域等で活発に行っている者については、選考に際し、その点を考慮する。

(3) 心身の状況

心身が健康で事業全日程に参加でき、かつ、協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者

(4) 知識及び技能

日本の社会、文化等について相当程度の知識又は技能がある者

(5) 訪問国への関心と理解

訪問国に対して関心と理解がある者

(6) 語学力

事業期間中、定められた活動を円滑に行うことができる英語力を有する者

(7) 事業全日程への参加

事前研修、出航前研修、本体プログラム及び帰国後研修の全日程に参加できる者

2 欠格事由

次の各条件のいずれかに該当する者は応募することができない。

(1) 本事業を含め、過去に内閣府の行う青年国際交流事業に参加したことのある者

(2) 国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者

3 募集期間

令和2年2月から3月下旬にかけての各都道府県又は全国的青少年団体等において定める期間

4 募集人員

約120人

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1） 1通

様式は内閣府ホームページ（<https://www.cao.go.jp/koryu/>）からダウンロードすること。

（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）

イ 作文（様式2） 1編

（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）

a テーマ

（ ）志望動機

（ ）本事業の参加青年として参加することになった場合、

事業の活動の中で何をしたいか

帰国後その経験をどのようにいかすか

を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。

b 字数

1,200字以内（題名、事業名及び氏名は字数に含まない。）

c 書式

縦A4判横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。

ウ 健康診断書

1通

平成 31 年 4 月 1 日以降に受診した健康診断結果を提出すること（これより前に受診していた場合、診断書の再提出を求めることとなるため注意すること）。健康診断は医療機関で受診するもののほか、所属する大学や勤務先で受診する定期健康診断結果でも差支えない。

(2) 提出先及び提出方法

応募者は、参加申込書、作文及び健康診断書をそろえて、各都道府県の青年国際交流主管課(室)又は全国的青少年団体等へメールや郵送等、各主体が指定する方法により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、片面印刷とすること。都道府県については、原則として、応募時点の住民票住所の属する都道府県の青年国際交流主管課(室)を窓口とする。ただし、応募者の状況に応じて、住民票住所の属する都道府県以外への応募を特別に認める場合があるため() 各主管課(室)に確認されたい。また、全国的青少年団体等に属している者も、都道府県に提出することができるが、同時に2つの窓口に応募することはできない。

() 住民票住所の属する都道府県と実際に居所する都道府県が異なり、住民票住所の属する都道府県における選考を受けることが著しく困難な場合や、近い将来他の都道府県へ異動することが決まっている場合等

(3) その他

提出書類は返却しない。

6 選考の流れ

(1) 第1次選考

都道府県知事(又は教育長)又は全国的青少年団体等の代表者(以下「推薦者」という。)が、それぞれ日時、実施方法等を定めて第1次選考を行う。

(2) 第2次選考

内閣府は、推薦者からの推薦に基づき第2次選考の受験者を決定し、その受験者について、第2次選考を実施する。受験票は、試験日の1~2週間前に受験者本人に送付する。

ア 科目

- a 面接試験
- b 語学試験(英会話面接)
- c 教養試験、小論文

イ 期日及び場所

<東京会場>

期日：令和2年~~6月6日(主)~~又は~~6月7日(日)~~ 7月19日(日)又は24日(金)のうち
内閣府が指定する日

場所：中央合同庁舎第8号館(東京都千代田区永田町1-6-1)

<大阪会場>

期日：令和2年~~6月13日(主)~~ 7月26日(日)

場所：~~未定(大阪市近郊)~~大阪大学豊中キャンパス(大阪府豊中市待兼山町1-16)

ウ 経費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

オ 合否結果

令和2年~~7月上旬~~8月下旬までに、合格者の受験番号を内閣府ホームページに掲載する。

(3) 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、事前研修、出航前研修及び帰国後研修を含む事業の全日程への参加について、本人が誓約することを条件とする(第2次選考試験時に、誓約書への記入を求める)。ただし、参加決定後であっても、応募資格の条件に反することが判明した場合、事前研修に参加しなかった場合、内閣府が指定する期日までに参加費用の支払いを行わなかった場合、その他参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがある。

7 併願について

(1) 併願の条件

「東南アジア青年の船」事業との併願を可能とするが、両事業の選考試験を受けなければならない(ただし、英会話試験に限り、免除される場合がある)。また、参加できる事業は1つの事業に限られる。

なお、日程や内容の相違の程度から、その他の事業との併願はできない。

ただし、「東南アジア青年の船」事業の合格発表を「世界青年の船」事業の合格発表よりも先に行う関係で、「世界青年の船」事業を第1志望としている受験者が、「東南アジア青年の船」事業の合格ラインに達している場合、「東南アジア青年の船」事業の参加青年となる、「東南アジア青年の船」事業の参加青年となる権利を放棄

する（この時点で「世界青年の船」事業の合否は不明）のどちらを選択するか個別に聴取することとする。

(2) 提出書類

「東南アジア青年の船」事業との併願を希望する場合は、参加申込書に必ず希望順位を記入し、作文を応募事業1つにつき1編作成すること。健康診断書は1通の提出で可（作文以外の各書類は、2事業に応募するために2通ずつ用意する必要はない）。

(3) 受験資格

併願受験者に対して内閣府が合格を出す際は、参加申込書の希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの合格事業を決定する。

8 留意事項

本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的とした事後活動も重視しています。「帰国後その経験をどのようにいかすか」を作文に記載いただきたいのはその趣旨です。

幸い、内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いので、「日本青年国際交流機構」(IYEO)を中心とした同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>)又はIYEOホームページ(<https://www.iyeo.or.jp/>)を御覧ください。

9 参加費免除の申請について

独立生計者でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。第2次選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請すること（詳細及び申請様式は第2次選考合格後、希望する者に送付する。）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとする。なお、選考試験受験のための往復の旅費、旅券発行手数料等については、本人負担となる。

独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指す。

所得税法上、父母等の扶養親族でない者

父母等と別居している者

本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者。独立生計の場合は、世帯の構成員は申請者本人（配偶者や子どもがいる場合は含む）のみとなる。